

別表第1

水道指定工事業者の処分基準

違反項目	該当条項	処分等の内容
1 不正の手段により指定を受けたとき。	規程第8条第1号	指定取消し
2 指定の基準に適合しなくなったとき。 (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 (3) 下記の欠格要件に該当したとき。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 指定の取消しから2年を経過しない者 エ 法人であって、その役員のうちア又はイに該当する者があるもの (4) 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。 ア 法人であって、その役員のうちア又はイに該当する者があるもの	規程第8条第2号 規程第5条第1号 規程第5条第2号 規程第5条第3号 規程第5条第3号	指定取消し 指定取消し 指定取消し 80点以内 (特に悪質なものは、指定取消しとする)

<p>3 変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の変更届を指定期間内に提出しないとき。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>ウ 法人の役員の氏名</p> <p>エ 主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状の交付番号</p> <p>(2) 事業の廃止、休止又は再開の届を指定期間内に提出しないとき。</p> <p>(3) 虚偽の届出をしたとき。</p>	<p>規程第8条第3号 規程第7条第1項</p> <p>規程第7条第3項</p> <p>規程第8条第3号</p>	<p>30点</p> <p>30点</p> <p>指定取消し</p>
<p>4 主任技術者の選任に関する規定に違反したとき。</p> <p>(1) 指定の日から14日以内に主任技術者を選任し、届出をしないとき。</p> <p>(2) 選任した主任技術者が欠けて14日以内に新たな主任技術者の選任し、届出をしないとき。</p> <p>(3) 主任技術者の選任又は解任をし、届出書を提出しないとき。</p> <p>(4) 2以上の事業所に同じ主任技術者を選任し、その職務執行に支障があるとき。</p>	<p>規程第8条第4号 規程第12条第1項 規程第12条第2項 規程第12条第3項 規程第12条第4項</p>	<p>30点</p> <p>30点</p> <p>30点</p> <p>30点</p>
<p>5 運営基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(1) 工事ごとに選任した主任技術者を指名しないとき。</p> <p>(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事をする場合において適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させないとき、又は監督させないとき。</p> <p>(3) 承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。</p> <p>(4) 政令第5条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。</p> <p>(5) 切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。</p> <p>(6) 工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させず、又は3年間保存しないとき。</p> <p>ア 施主の氏名又は名称</p> <p>イ 施行の場所</p> <p>ウ 施行完了年月日</p> <p>エ 主任技術者の氏名</p> <p>オ しゅん工図</p> <p>カ 工事に使用した給水管及び給水器具に関する事項</p> <p>キ 構造・材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果</p>	<p>規程第8条第5号</p> <p>規程第13条第1号 規程第13条第2号</p> <p>規程第13条第3号 規程第13条第5号 ア 規程第13条第5号 イ 規程第13条第6号</p>	<p>30点</p> <p>40点</p> <p>50点</p> <p>50点</p> <p>30点</p> <p>30点</p>

6 管理者の求めに対し、正当な理由なしに主任技術者を給水装置の検査に立ち合わせないとき。	規程第8条第6号	40点
7 管理者の求めに対し、正当な理由なしに給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	規程第8条第7号	40点
8 その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	規程第8条第8号	50点
9 給水装置工事の事務処理を遅延したとき。 (1) 工期末日を経過しても完成届を提出しないとき。 ア 遅延期間1月未満のとき。 イ 遅延期間1月以上となったとき。 ウ 遅延期間2月以上となったとき。 エ 遅延期間3月以上となったとき。 オ 遅延期間4月以上となったとき。 カ 以後1月経過すること (2) 完成検査時に手直し指示を受けて、完了報告を提出しないとき。 ア 遅延期間1月未満のとき。 イ 遅延期間1月以上となったとき。 ウ 遅延期間2月以上となったとき。 エ 遅延期間3月以上となったとき。 オ 遅延期間4月以上となったとき。 カ 以後1月経過すること	条例第8条第2項、規程第15条第1項、第15条第2項	0点 (通知) 3点 (指導) 5点 (注意) 10点 (警告) 15点 (嚴重警告) 15点 (嚴重警告) 0点 (通知) 3点 (指導) 5点 (注意) 10点 (警告) 15点 (嚴重警告) 15点 (嚴重警告)

- 備考 1 「規程」とは、朝倉市水道指定給水装置工事事業者規程をいう。
2 「条例」とは、朝倉市水道給水条例をいう。
3 第9項に定める処分(点数の付与)を行うときは、あわせて同項に定める内容の文書を送付するものとする。
4 給水装置工事以外の水道課発注の請負工事についても、この表(第9項を除く。)を同様に適用する。

別表第2

累積点数による処分等の基準

	累 積 点 数	処分等の内容
1	60点以上 70点未満	指定等の停止 20日間
2	70点以上 80点未満	指定等の停止 1月間
3	80点以上 90点未満	指定等の停止 2月間
4	90点以上100点未満	指定等の停止 3月間
5	100点以上110点未満	指定等の停止 4月間
6	110点以上120点未満	指定等の停止 5月間
7	120点以上130点未満	指定等の停止 6月間
8	130点以上	指定等の取消し

備考 水道課発注の請負工事についても、この表を同様に適用する。